証券コード 4611
平成27年６月８日

株 主 各 位

大阪市此花区西九条六丁目１番124号
大日本塗料株式会社
取締役社長 岩 淺 壽二郎

第132期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第132期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午前12時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市此花区西九条六丁目１番124号　当本社
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第132期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第132期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本通知に添付しております事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ http : //www.dnt.co.jp/ ）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融緩和政策により、緩やかな回復軌道を辿る一方で、急激な円安や原油安の進行を受け日本経済を取り巻く環境は急変しております。また、国内住宅着工件数の減少が依然として続くなど、今後の関連業界の先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のもと当社グループは、新中期経営計画の初年度として、前中期経営計画で構築した収益体質を業績に反映できるよう、諸施策を遂行してまいりました。国内塗料事業におきましては、消費税増税後の需要の減少や、人手不足による建設予定工事の遅延などにより建築塗料分野や建材塗料分野が低迷し、収益は低調に推移いたしました。一方、海外塗料事業におきましては、中国、メキシコ及びインドネシアにおいて需要が堅調に推移し、売上は伸長いたしました。照明機器事業におきましては、商業施設に対する設備投資が第４四半期から回復へと転じたことで売上が伸長し、業績は拡大いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は730億５百万円（前連結会計年度比 0.5%増）、利益面につきましては、営業利益は44億２千８百万円（同 １億５千４百万円増）、経常利益は44億９千８百万円（同 ２億８千７百万円増）、当期純利益は27億５千６百万円（同 １億６千４百万円増）となりました。

なお、当社は、関西ペイント株式会社の連結子会社である久保孝ペイント株式会社との間で、共同新設分割を行うことにより、国内における粉体塗料の製造を行う合弁会社としてジャパンパウダー塗料製造株式会社を平成27年１月５日付にて設立いたしました。

当連結会計年度につきましては、営業利益、経常利益及び当期純利益は共に増益となりましたことから、平成27年３月期の期末配当につきましては、前期に比べ、50銭増配のうえ、１株当たり３円を予定させていただきます。今後とも安定的な配当を継続して実施すべく、財務体質の健全性強化に努めてまいる所存です。

各事業セグメントにおける営業活動の状況は次のとおりであります。

[国内塗料事業]

国内塗料事業は、受注競争の激化や消費税増税後の需要減少の影響が色濃く、

低採算品の販売を抑制したこともあり、売上は低調に推移いたしました。収益面では高付加価値品の拡販や経費削減に注力した結果、前年をわずかに下回る水準にとどまりました。

この結果、国内塗料事業全体の売上高は530億４千５百万円（前連結会計年度比 0.7%減）となり、営業利益は23億５千３百万円（同 １億７千７百万円減）となりました。

[海外塗料事業]

海外塗料事業は、タイにおける政情不安と自動車生産量の減少により自動車新車用塗料及び自動車部品用塗料の売上は低迷いたしましたが、中国、メキシコ及びインドネシアにおいて自動車部品用塗料を中心に底堅い需要に支えられ、引き続き業績は拡大いたしました。

この結果、海外塗料事業全体の売上高は74億６千４百万円（前連結会計年度比 10.6%増）となり、営業利益は７億６千３百万円（同 ２億６千１百万円増）となりました。

[照明機器事業]

照明機器事業は、第１四半期には商業施設案件が前年に比べ減少しましたが、次第に回復し、第４四半期には大口案件が業績に寄与いたしました。また、引き続き高付加価値商品の拡販と生産性の向上に努めたことで収益は向上いたしました。

この結果、照明機器事業全体の売上高は91億３千１百万円（前連結会計年度比 1.5%増）となり、営業利益は７億８千５百万円（同 ４千５百万円増）となりました。

[蛍光色材事業]

蛍光色材事業は、国内市場では独自製品が堅調に推移しましたが、海外市場では衣服用蛍光顔料の市場復調の遅れを受け、売上が減少いたしました。

この結果、蛍光色材事業全体の売上高は14億１百万円（前連結会計年度比9.0%減）となり、営業利益は１億５千４百万円（同 ７千６百万円減）となりました。

[その他事業]

その他事業全体の売上高は19億６千１百万円（前連結会計年度比 3.8%増）、営業利益は１億７千７百万円（同 ８百万円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、生産設備の更新投資や生産能力の増強を図るため、総額22億２千５百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備投資資金や長期借入金返済等に対応するため、６億２千１百万円の新規調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、創業以来培ってきた防食技術をはじめとする独自技術によって、社会資本を護り、美しく彩ることで、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に奉仕する企業として発展し続けることを希求しております。

併せて、塗料関連技術から派生したユニークな技術を有するグループ企業ともども、お客様に満足いただける製品、技術、サービスの提供と、時代をリードする先進的な提案を行うことで、顧客・社会の信頼、株主の皆様のご期待にお応えするべく存在価値のある企業集団を目指しています。

第４次中期３ヶ年計画の２年目に当たる平成27年４月以降の展望といたしましては、以下の重点方針を基に事業展開を図ってまいります。

１．国内塗料事業における、独自性の強い高収益商品の拡販と製造コストの見直しによる高付加価値化

２．メキシコ、東南アジアで拡充した生産基盤活用と海外日系企業等へのアプローチを通じた海外塗料事業の拡大

３．新分野・新需要への戦略的アプローチと既存技術の応用展開による新たな収益源となりうる事業の育成

以上のような諸施策を実施しつつ、我が社独自の強みを存分に発揮し、長きに亘り国家社会の繁栄に貢献し、将来性ある企業であり続けるべく、努めてまいります。

株主の皆様には、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第129期 (平成23年度)	第130期 (平成24年度)	第131期 (平成25年度)	第132期 (平成26年度)
売上高 (百万円)	70,231	70,824	72,623	73,005
経常利益 (百万円)	2,237	2,545	4,210	4,498
当期純利益 (百万円)	1,417	1,192	2,592	2,756
１株当たり当期純利益 (円)	9．55	8．03	17．46	18．57
総資産 (百万円)	68,906	67,288	65,291	69,252
純資産 (百万円)	18,616	19,247	22,978	28,441
１株当たり純資産額 (円)	111．95	123．82	147．37	178．29

(6) 重要な子会社の状況（平成27年３月31日現在）

会社名	資本金（百万円）	出資比率（%）	主要な事業内容
ＤＮＴ山陽ケミカル株式会社	60	100.0	塗料の販売
大日本塗料北海道株式会社	40	100.0	塗料の販売
サンデーペイント株式会社	30	100.0	家庭用塗料の販売
ビーオーケミカル株式会社	122	75.5	塗料の製造・販売
日塗化学株式会社	80	100.0	塗料・樹脂の製造・販売
大東ペイント株式会社	40	60.0	塗料の製造・販売
ジャパンパウダー塗料製造株式会社	100	51.0	粉体塗料の製造
岡山化工株式会社	80	100.0	塗料の製造
千葉化工株式会社	50	100.0	塗料の製造
日東三和塗料株式会社	30	100.0	塗料の製造
ＤＮＴサービス株式会社	90	100.0	塗料の製造
DNT Singapore Pte.,Ltd.	9.6百万SGD	100.0	塗料の販売
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	12.3百万MXN	51.0	塗料の販売
迪恩特塗料(上海)有限公司	24.2百万CNY	100.0	塗料の製造・販売
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	100.0百万THB	47.6	塗料の製造・販売
PT. DNT INDONESIA	3.0百万USD	100.0	塗料の製造・販売
DNT Paint(Malaysia)Sdn.Bhd.	3.0百万MYR	86.7	塗料の製造・販売
DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.	8.2百万MXN	100.0	塗料の製造・販売
ＤＮライティング株式会社	527	100.0	照明器材の製造・販売
ニッポ電工株式会社	10	100.0	照明器材の製造
シンロイヒ株式会社	490	98.5	蛍光顔料・塗料の製造・販売
ニットサービス株式会社	490	100.0	倉庫業、貨物取扱業
日塗エンジニアリング株式会社	20	100.0	塗装工事

（注１）出資比率は、直接及び間接所有の合計であります。
（注２）ジャパンパウダー塗料製造株式会社は、当社と関西ペイント株式会社の連結子会社である久保孝ペイント株式会社との合弁会社として、平成27年１月５日付にて設立いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業セグメント	主要営業品目等
国内塗料	建築塗料、構造物塗料、重車両・産業機械用塗料、 自動車補修用塗料、建材・木工用塗料、金属焼付用塗料、 粉体塗料、自動車用塗料、プラスチック用塗料等
海外塗料	建築塗料、構造物塗料、重車両・産業機械用塗料、 建材用塗料、金属焼付用塗料、粉体塗料、自動車用塗料、 プラスチック用塗料等
照明機器	照明器材、機器等
蛍光色材	蛍光顔料、蛍光塗料、特殊コーティング材等
その他	塗装工事等

(8) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

イ．当　社

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
本　　社	大　阪　府	那　須　工　場	栃　木　県
東京営業本部	東　京　都	小　牧　工　場	愛　知　県

ロ．子会社

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
(国内塗料)		(照明機器)	
ＤＮＴ山陽ケミカル株式会社	広　島　県	ＤＮライティング株式会社	神奈川県
大日本塗料北海道株式会社	北　海　道	ニッポ電工株式会社	秋　田　県
サンデーペイント株式会社	大　阪　府		
ビーオーケミカル株式会社	福　岡　県	(蛍光色材)	
日塗化学株式会社	東　京　都	シンロイヒ株式会社	神奈川県
大東ペイント株式会社	神奈川県		
ジャパンパウダー塗料製造株式会社	大　阪　府	(その他)	
岡山化工株式会社	岡　山　県	ニットサービス株式会社	大　阪　府
千葉化工株式会社	千　葉　県	日塗エンジニアリング株式会社	神奈川県
日東三和塗料株式会社	滋　賀　県		
ＤＮＴサービス株式会社	大　阪　府		
(海外塗料)			
DNT Singapore Pte.,Ltd.	シンガポール		
DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.	メキシコ		
迪恩特塗料(上海)有限公司	中　　国		
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	タ　　イ		
ＰＴ．ＤＮＴ　ＩＮＤＯＮＥＳＩＡ	インドネシア		
DNT Paint(Malaysia)Sdn.Bhd.	マレーシア		
DAI NIPPON TORYO MEXICANA,S.A. de C.V.	メキシコ		

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
国内塗料	1,253	71（増）
海外塗料	448	1（減）
照明機器	361	2（減）
蛍光色材	47	2（増）
その他	65	3（減）
合計	2,174	67（増）

（注）使用人数には、当社グループ外への出向者・嘱託・準社員・パートは含めておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入残高（百万円）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,881
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	2,482
株式会社横浜銀行	2,124

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　466,406,000株

（2）発行済株式の総数　　148,553,393株

（3）株主数　　10,568名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
明治安田生命保険相互会社	7,000	4.7
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	6,141	4.1
ＤＮＴ取引関係持株会	6,123	4.1
三菱商事株式会社	5,942	4.0
東京海上日動火災保険株式会社	5,068	3.4
富国生命保険相互会社	5,002	3.3
株式会社島津製作所	5,001	3.3
田邊康秀	4,437	2.9
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	3,184	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,989	2.0

（注）持株比率は自己株式（65,876株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩　淺　壽二郎	
取　締　役	瀬　古　宜　範	社長補佐・管理本部長兼生産担当
取　締　役	三　角　高　敏	国際本部長兼資材担当
取　締　役	廣　谷　良　則	営業担当
取　締　役	田　村　達　雄	生産部門長 日東三和塗料株式会社 代表取締役社長 岡山化工株式会社 代表取締役社長
取　締　役	里　　隆　幸	塗料事業部門長兼塗料販売事業部長 大日本塗料北海道株式会社 代表取締役社長
取　締　役	室　内　聖　人	技術開発部門長 兼スペシャリティ事業部門新事業創出室長
取　締　役	德　田　俊　一	瀧上工業株式会社 監査役
常勤監査役	木　原　　均	
常勤監査役	福　岡　靖　之	
監　査　役	藤　井　浩　之	株式会社島津製作所 常任監査役

（注１）取締役のうち、德田俊一氏は社外取締役であります。
なお、当社は德田俊一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注２）監査役のうち、福岡靖之、藤井浩之の両氏は社外監査役であります。
なお、当社は福岡靖之、藤井浩之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（注３）福岡靖之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注４）藤井浩之氏は、株式会社島津製作所において常任監査役を務めており、監査の経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
久保田　晴　美	平成26年６月27日	任期満了	取締役
福　嶋　忠　好	平成26年６月27日	辞　　任	監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人数（名）	支　　給　　額（百万円）
取　締　役 （うち社外取締役）	9 （１）	198 （３）
監　査　役 （うち社外監査役）	4 （３）	30 (16)
合　　計 （うち社外役員）	13 （４）	229 (20)

（注１）上記には、平成26年６月27日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び同総会終結の時をもって辞任した社外監査役１名を含んでおります。

（注２）平成19年６月28日開催の第124期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額204百万円以内、監査役の報酬額は年額48百万円以内と決議しております。

ロ．平成21年６月26日開催の第126期定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

・取締役２名に対し27百万円（うち社外取締役　無し）

(4) 社外役員に関する事項

イ．取締役

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・徳田　俊一

瀧上工業株式会社の監査役であります。当社と同社の間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきましては、合計11回の取締役会（定時取締役会11回）を開催しました。徳田俊一氏は11回中10回出席しました。当該社外取締役は、活発に質問し、金融機関での長年の経験及び他社の役付取締役であった経験から提言を行うなど、経営監視機能を十分に発揮しました。

ロ．監査役

① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・藤井　浩之

株式会社島津製作所の常任監査役であります。当社と同社の間には商品の売買等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

〔取締役会〕

当事業年度におきましては、合計11回の取締役会（定時取締役会11回）を開催しました。福岡靖之氏は11回中11回、藤井浩之氏は平成26年６月27日就任以降に開催された取締役会に９回中６回出席しました。各社外監査役は、適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。

〔監査役会〕

当事業年度におきましては、合計12回の監査役会を開催しました。福岡靖之氏は12回中12回、藤井浩之氏は平成26年６月27日就任以降に開催された監査役会に９回中９回出席しました。社外監査役は、監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、各部門や事業所への監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。なお、福岡靖之氏は常勤監査役として、十分に監査機能を発揮しました。

４．会計監査人に関する事項

(1) 名　称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

66百万円

（注）公認会計士法第２条第１項の業務は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

82百万円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社子会社の計算関係書類の監査の状況

子会社のうちすべての海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

５．内部統制に関する基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 大日本塗料グループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、コンプライアンス委員会が法令・定款の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。

② 監査役による監査を徹底し、併せてヘルプライン（相談窓口）による不正処理・不祥事などの早期発見に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、その職務の執行状況が確認できるように、職務執行に係る情報（議事録、稟議書、契約書など）を法令及び「文書管理規定」に則り、関連資料とともに文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。

② 取締役及び監査役は「文書管理規定」に則り、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① 取締役は各部門長などを指揮し、損失危機の管理及び損失防止の観点から、自部門のリスクの把握、発生可能性と経営への影響度合いの評価、対応策の構築などを行う。

② 取締役、使用人は職務の執行に当たっては、法令、定款の他、「リスク管理規定」に則り、社内規定などリスク管理に関するルールを遵守する。

③ 有事の際は「緊急事態対応規定」に則り、迅速かつ適切な情報伝達と緊急対応策及び再発防止策を講じる。

④ 監査役及び内部監査室は全社的なリスク管理状況を検証し、必要に応じて経営会議及び取締役会で意見を述べる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は「職制」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」、「稟議規則」などに則った職務の執行により、また下記の経営管理体制により、適正性及び効率性を確保する。

・執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にする。

・「取締役会規則」に則り、社外取締役１名を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
・取締役、執行役員などで構成される経営会議を設置し、「経営会議規則」に則り業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営会議は毎月１回以上開催する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
① 大日本塗料グループ全体におけるコンプライアンス体制を確立し、実効を図る。具体的には、「企業倫理規範」、「企業行動憲章」、「役員、社員行動指針」に沿った行動をするとともに、コンプライアンス委員会が法令、定款、社内規定の遵守を最重要課題としてコンプライアンスプログラムの整備・強化・推進を図る。
② 内部監査室による監査を徹底し、併せてヘルプライン（相談窓口）による不正処理・不祥事などの早期発見に努める。
③ コンプライアンス教育・啓発計画を策定し、これに沿って継続的に実施する。

(6) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
① 当社及び関係子会社はグループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするため、「企業集団としての企業行動指針」を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図る。
② 当社の取締役は「職制」、「職務権限規則」に則り、関係子会社が適切な内部統制システムの整備・運用を行うよう指導する。
③ 当社の取締役は「関係会社管理規定」に則り、当社と子会社間の連係を密にして指導、助言するとともに、当社の監査役及び内部監査室が関係子会社の監査も行い、グループ全体としての業務の適正を図る。
④ 当社及び関係子会社は「リスク管理規定」に則り、グループ全体のリスク管理を徹底する。
⑤ 関係子会社においては当社及びグループ各社と連携体制を確立し、グループ各社間の取引を「関係会社管理規定」、法令、税法及びその他の社会規範に則り適切に行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役会はその職務の執行に必要と認めた場合には、専任の補助者の設置を会社に請求できるものとする。

② 監査役会は必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士、コンサルタントなどの外部専門家を任用できるものとする。

③ 監査役会が補助者または外部専門家として特定の候補者を指名したときは、会社はこれを尊重するものとする。

④ 監査役会は内部監査室と連携して会社各部門における業務執行を監査する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役会の要請によって設置する補助人の人選に当たっては、会社は監査役会の意向を尊重するとともに、該当者が補助者である期間のみならず、補助者でなくなった後も、その人事異動及び考課につき監査役会の意向を尊重するものとする。

② 会社は補助者を務めたことをもって不利益な取り扱いをしないことを保証する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役も出席する取締役会、経営会議などの重要会議において、取締役及び使用人は下記の事項を報告する。

・取締役及び使用人の職務の遂行に関して不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事項
・会社に対して著しい損害を及ぼす恐れのある事項
・内部監査室が実施した内部監査の結果
・ヘルプライン（相談窓口）への通報状況

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役社長は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、内部統制システムの整備及び運用状況、監査役監査の実施状況、監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換する。

② 監査役会は内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行い、緊密な連携を保つ。

(注) 内部統制システムの基本方針につきましては、「内部統制システム構築の基本方針」として、当事業年度末日現在で記載しておりますが、平成27年５月13日開催の取締役会決議により一部改定を行っております。
なお、改定の内容につきましては、当社のホームページ掲載の平成27年５月13日付プレスリリース「内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ」（ http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/library/file/other/news20150513.pdf ）をご参照ください。

６．会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和４年に島津、三菱、大倉の共同出資により設立された企業であり、今日まで塗料製造を基軸とした事業活動を営んでまいりました。

現在、当社及び当社グループは、塗料、蛍光色材及び照明機器の製造販売を主な事業領域としておりますが、当社グループの企業価値の主な源泉は、「国家社会の繁栄に奉仕し得る将来性ある企業足るべし」という創業精神のもとに、永年に亘ってお届けしている各種製品の品質・性能とサービスが築いたブランド力、顧客との信頼関係にあると考えております。特にコア事業である塗料事業におきましては、起業の礎となった錆止め塗料「ズボイド」をはじめ、市場から絶大な支持を得てまいりました防食塗料、その他の独創的な塗料技術は、地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献し得たものと自負いたしております。このような創業以来の当社及び当社グループの取組みの積み重ねが企業文化、あるいは「ＤＮＴ」ブランドとして結実し、現在の企業価値の源泉になっており、今後も企業文化の継続発展を通して当社の社会的存在意義を高めることが、結果として企業価値及び株主共同利益の最大化につながるものと考えております。

当社グループの経営戦略の基本命題は、コアビジネスである塗料事業の継続的成長を図り、市場の好・不調に影響されることの少ない高収益事業とすることにあります。しかしながら、国内市場の構造変化、海外市場の急速な変貌、更には原油、ナフサ価格急騰に伴う塗料用原材料価格高騰の影響等により、企業価値・株主共同の利益の確保・向上は容易ではありません。そのためより強固な企業体質を構築する必要があります。

具体的には、

① 国内塗料事業の高付加価値化

② 海外塗料事業の積極拡大

③ 新たな収益源事業の育成・強化

を必達目標として掲げ、経営基盤の整備とともに地球環境保全活動、適切な情報開示、社会貢献活動など企業の社会的責任を誠実に果たしてまいります。

また、株主、顧客、従業員及び社会全体から「存在価値のある企業」として認められるには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えております。そのために、取締役会・執行役員制度により、経営と業務執行を適切に分離し、経営環境の変化に対応して迅速・的確な意思決定と管理監督を行うとともに、業務執行の効率を高めております。更に社外取締役や監査役制度により経営監視機能を強化・充実し、決算や経営施策等の情報開示を適時且つ正確に行うなど、透明性の高い企業経営

の実現に向けて努力しております。

当社グループは、広く社会にとって有用な商品・サービスを提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得することが、歴史と伝統ある島津系・三菱系企業の一員としての使命であると認識し、今後とも様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模買付を防止し、もって当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために、平成20年６月27日開催の当社第125期定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、その後、平成23年６月29日開催の第128期定時株主総会において、これを継続することについてご承認をいただきました（以下、この継続後の当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を「原プラン」といいます。）。原プランの有効期間は、平成26年６月27日開催の当社第131期定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、当社を取り巻く事業環境、情勢変化等も踏まえ、検討してまいりました結果、平成26年４月24日開催の取締役会において、原プランを一部変更したうえで「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決議いたし（以下、継続する「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。）、平成26年６月27日開催の第131期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、又は公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う者を対象者として、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものであります。

大規模買付者があらかじめ定めるルールを遵守しない場合、又は当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、且つ対抗措置の発動を相当と判断する場合、当社取締役会の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権の無償割当てを行

うこととします。ただし、かかる判断に当たっては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限に尊重します。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社のホームページ掲載の平成26年４月24日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（ http://www.dnt.co.jp/japanese/ir/library/file/other/news20140424.pdf ）をご参照ください。

(4) 基本方針にかかる取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、大規模買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様及び当社取締役会が適切な判断をするにあたり、十分な情報及び時間を確保する為に定めるものであり、特定の者による大規模買付行為を一概に拒絶するものではありません。

本プランの有効期間は３年間としていますが、有効期間満了前であっても株主総会で変更又は廃止できることとし、株主の皆様の意思が反映される仕組みになっております。

また、対抗措置の発動は、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合など、あらかじめ定められた合理的且つ客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発動にあたっては、独立委員会の中立的な判断を重視することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。更に、発動する対抗措置については、あらかじめその内容を株主の皆様に適時に情報開示を行うこととしております。

したがって、当社取締役会は、前記(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則を充足しており、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**32,458**	**流動負債**	**33,202**
現金及び預金	2,498	支払手形及び買掛金	17,390
受取手形及び売掛金	17,562	短期借入金	9,907
商品及び製品	5,823	リース債務	220
仕掛品	1,068	未払法人税等	556
原材料及び貯蔵品	3,193	役員賞与引当金	39
繰延税金資産	926	製品補償引当金	74
その他	1,535	環境対策引当金	1
貸倒引当金	△151	その他	5,010
固定資産	**36,794**	**固定負債**	**7,608**
有形固定資産	**24,271**	長期借入金	3,276
建物及び構築物	6,910	リース債務	673
機械装置及び運搬具	3,728	繰延税金負債	960
土地	12,050	再評価に係る繰延税金負債	1,373
リース資産	324	退職給付に係る負債	1,148
建設仮勘定	223	環境対策引当金	63
その他	1,035	その他	113
無形固定資産	**716**	**負債合計**	**40,811**
のれん	17	**純資産の部**	
リース資産	216	**株主資本**	**20,455**
その他	483	資本金	8,827
投資その他の資産	**11,805**	資本剰余金	2,443
投資有価証券	6,825	利益剰余金	9,194
繰延税金資産	1,702	自己株式	△9
退職給付に係る資産	2,320	**その他の包括利益累計額**	**6,018**
その他	1,034	その他有価証券評価差額金	2,235
貸倒引当金	△77	土地再評価差額金	1,812
		為替換算調整勘定	372
		退職給付に係る調整累計額	1,597
		少数株主持分	**1,967**
資産合計	**69,252**	**純資産合計**	**28,441**
		負債・純資産合計	**69,252**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		73,005
売上原価		52,965
売上総利益		**20,040**
販売費及び一般管理費		15,612
営業利益		**4,428**
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	129	
為替差益	63	
不動産賃貸料	55	
物品売却益	70	
保険返戻金	44	
その他	210	577
営業外費用		
支払利息	261	
売上債権売却損	57	
製品補償引当金繰入額	49	
売上割引	59	
その他	80	507
経常利益		**4,498**
特別利益		
投資有価証券売却益	2	
固定資産売却益	14	
退職給付制度終了益	238	
その他	18	273
特別損失		
固定資産売却損	74	
固定資産処分損	108	
事業構造改善費用	88	
その他	24	296
税金等調整前当期純利益		**4,475**
法人税、住民税及び事業税	882	
法人税等調整額	639	1,521
少数株主損益調整前当期純利益		2,954
少数株主利益		197
当期純利益		**2,756**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**8,827**	**2,443**	**7,068**	**△ 9**	**18,329**
会計方針の変更による累積的影響額			△ 259		△ 259
会計方針の変更を反映した当期首残高	**8,827**	**2,443**	**6,808**	**△ 9**	**18,069**
当期変動額					
剰余金の配当			△ 371		△371
当期純利益			2,756		2,756
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**－**	**2,385**	**△ 0**	**2,385**
当期末残高	**8,827**	**2,443**	**9,194**	**△ 9**	**20,455**

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**1,261**	**1,671**	**39**	**582**	**3,553**	**1,095**	**22,978**
会計方針の変更による累積的影響額							△ 259
会計方針の変更を反映した当期首残高	**1,261**	**1,671**	**39**	**582**	**3,553**	**1,095**	**22,718**
当期変動額							
剰余金の配当							△ 371
当期純利益							2,756
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	974	141	333	1,015	2,465	872	3,337
当期変動額合計	**974**	**141**	**333**	**1,015**	**2,465**	**872**	**5,723**
当期末残高	**2,235**	**1,812**	**372**	**1,597**	**6,018**	**1,967**	**28,441**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　25社

(2) 主要な連結子会社の名称

ＤＮＴ山陽ケミカル株式会社、大日本塗料北海道株式会社、サンデーペイント株式会社、ビーオーケミカル株式会社、日塗化学株式会社、大東ペイント株式会社、ジャパンパウダー塗料製造株式会社、岡山化工株式会社、千葉化工株式会社、日東三和塗料株式会社、ＤＮＴサービス株式会社、
DNT Singapore Pte.,Ltd.、DNT KANSAI MEXICANA S.A. de C.V.、迪恩特塗料（上海）有限公司、Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.、PT. DNT INDONESIA、DNT Paint(Malaysia)Sdn.Bhd.、DAI NIPPON TORYO MEXICANA, S.A. de C.V.、
ＤＮライティング株式会社、ニッポ電工株式会社、
シンロイヒ株式会社、
ニットサービス株式会社、日塗エンジニアリング株式会社

(3) 連結範囲の変更

当社は、当連結会計年度において新たに設立したジャパンパウダー塗料製造株式会社を連結子会社として連結の範囲に含めております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

セトウチ化工株式会社　他６社

(2) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社の名称等

会社の名称

株式会社隠岐プラザホテル

関連会社としなかった理由

財務上及び営業上若しくは事業上の関係からみて、同社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える事ができないことが明らかであると認められたためであります。

３．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち在外子会社８社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　：移動平均法による原価法

②デリバティブ　：時価法

③たな卸資産　：主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

：定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物　：10～50年

機械装置及び運搬具　：８～９年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア　：社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

その他　：定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、取引先の債権回収可能性を検討し所要額を計上しております。

②役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は、役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③製品補償引当金

当社の製品において、今後発生が見込まれる補償費等について、合理的に見積もられる金額を製品補償引当金として計上しております。

④環境対策引当金

主として今後発生が見込まれる環境汚染対策に伴い発生する費用支出に備えるため、対策費用の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

②ヘッジ会計の処理

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利長期借入金の金利

ヘッジ方針

変動金利長期借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

③のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれん（平成22年３月31日以前に発生したもの）の償却については、５年の均等償却を行っております。

④退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。ただし、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

会計基準変更時差異（当初7,194百万円、処理年数15年）は、厚生年金基金の代行部分について、平成16年３月31日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けたことに伴い、代行部分に係る部分の一時償却額を控除した後の未処理額を当該認可時の残存処理年数11年による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計方針の変更に関する注記等〕
（退職給付に関する会計基準等の適用）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）の退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率による方式（平均割引期間方式）へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が405百万円増加（退職給付に係る資産の減少を含む）し、利益剰余金が259百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）
・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）
・「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）
・「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）
・「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成25年９月13日）
・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）
・「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成25年９月13日）

(1) 概要
本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものであります。
(2) 適用予定日
平成28年３月期の期首より適用予定であります。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年３月期の期首以後実施される企業結合から適用予定であります。
(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

〔追加情報〕

（退職給付制度の移行）

当社及び一部の連結子会社は、平成26年４月１日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成14年３月29日、平成19年２月７日改正）を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

本制度移行に伴う影響額は、当連結会計年度の特別利益として238百万円を計上しております。

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.9%に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は25百万円増加し、法人税等調整額が160百万円、その他有価証券評価差額金が108百万円、退職給付に係る調整累計額が76百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は141百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

１．有形固定資産の減価償却累計額　35,526百万円

２．保証債務

（特約店からの売上債権回収に関する保証）

三菱商事ケミカル株式会社　4,590百万円

３．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

預金	12百万円
投資有価証券	1,777百万円

担保に係る債務

長期借入金	534百万円

４．受取手形割引高　500百万円

５．土地の再評価

当社については「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日及び平成13年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法：「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号による地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
・再評価の実施日：平成13年３月31日
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額：
△2,156百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕
１．発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	148,553,393	－	－	148,553,393
自己株式				
普通株式（株）	63,532	2,344	－	65,876

(変動事由の概要)
自己株式の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

２．剰余金の配当に関する事項
(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関するもの
平成26年６月27日開催の第131期定時株主総会決議による普通株式の配当は次のとおりであります。
①配当金の総額　371百万円
②配当原資　利益剰余金
③１株当たり配当額　２円50銭
④基準日　平成26年３月31日
⑤効力発生日　平成26年６月30日
(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度中のもの
平成27年６月26日開催の第132期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
①配当金の総額　445百万円
②配当原資　利益剰余金
③１株当たり配当額　３円
④基準日　平成27年３月31日
⑤効力発生日　平成27年６月29日

〔金融商品に関する注記〕
１．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に関する取組方針
当社グループは、銀行等からの借入によって必要な資金を調達し、一時的な余剰金があれば短期的な預金等に限定して運用することを基本としております。デリバティブは、将来の金利、為替の変動によるリスク回避を目的としており、実需の範囲内で行うこととし、投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建債権債務については為替リスクに晒されておりますが、各社の必要に応じて為替予約等により、リスクの軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式等、市場価格変動のリスクに晒されており、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引に関しては、変動金利長期借入金の支払利息を固定化するために金利スワップ取引を利用し、また、海外子会社において外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図るために為替予約取引を利用しております。なお、ヘッジ会計の方法等につきましては、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「４．会計処理基準に関する事項(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項②ヘッジ会計の処理」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、与信管理規定に従い、営業債権につき、営業担当セクションが取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に残高を管理し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、与信枠の増減や必要に応じて担保設定や保証の提供を受ける等の措置により、信用リスクの軽減を図っております。

連結子会社においても、当社の管理規定に準じて同様の管理を行っております。

また、デリバティブ取引については、取引の相手方が信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

②市場リスクの管理

金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを、為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。これらデリバティブ取引の取扱に関して、事務掌握、取引限度額等を定めた取引管理規定があり、当該規定に基づきデリバティブ取引を担当の財務部が取扱っております。また、当社では定期的に契約状況、運用状況を経営会議に報告しており、連結子会社においても、当社の管理規定に準じて同様の管理を行っております。

投資有価証券のうち、上場株式等は市場価格変動のリスクに晒されていますが、当社はこれらを取引先との関係円滑化のために継続的に保有することを基本としており、売買目的で保有するものではありません。これらについても、四半期ごとに時価の把握を行う他、経理規則等に基づいて、財務部が発行会社の事業報告書を決算期毎に取得し、その財産、収支の状況を把握、経営会議等において報告し、あるいは、必要に応じ関係部署に通知する等、適切な管理が出来る体制をとっております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、資金課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持、ＣＭＳの利用等により、流動性リスクの管理を行っており、連結子会社においても、担当部署が同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。また、「(7) デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項
平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1) 現金及び預金	2,498	2,498	－
(2) 受取手形及び売掛金	17,562	17,562	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,966	5,966	－
(4) 支払手形及び買掛金	(17,390)	(17,390)	－
(5) 短期借入金	(5,581)	(5,581)	－
(6) 長期借入金	(7,601)	(7,614)	(12)
(7) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(4)	(4)	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－

（＊）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(3) 投資有価証券
これらの時価について、市場価格のある株式であるため、取引所の価格によっております。
(4) 支払手形及び買掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によって時価を算出しております。なお、１年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額4,325百万円）は、長期借入金に含めて表示しております。

(7) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額	うち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 タイバーツ売円買	62	－	△4	△4
合　計		62	－	△4	△4

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約において定められた元本相当額は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	元本相当額	うち１年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,190	291	（＊）
合　計			1,190	291	

（＊）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(6) 参照）。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額 478百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１株当たり純資産額	178円29銭
１株当たり当期純利益	18円57銭

〔企業結合等に関する注記〕

当社は、平成26年11月10日開催の取締役会において、関西ペイント株式会社の連結子会社である久保孝ペイント株式会社との間で、粉体塗料事業の共同新設分割を行うことにより、国内における粉体塗料の製造を行う合弁会社の設立に係る共同新設分割計画書を承認し、平成27年１月５日付にて設立いたしました。

合弁会社設立の概要

(1) 設立の目的

大日本塗料株式会社と久保孝ペイント株式会社は、新会社の設立により、粉体塗料の共同生産を行うことで、市場における競争力の強化を目指しております。

(2) 本件共同新設分割の日程

合弁会社設立契約書締結	平成26年７月29日
本件共同新設分割承認取締役会決議	平成26年11月10日
本件共同新設分割設立会社の設立日	平成27年１月５日

(3) 本件共同新設分割の方法、株式の割当ての内容、新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

①大日本塗料株式会社及び久保孝ペイント株式会社を新設分割会社とし、ジャパンパウダー塗料製造株式会社を新設分割設立会社とする共同新設分割であります。

②新設分割設立会社は、本件会社分割に際して普通株式10,000株を発行し、大日本塗料株式会社に5,100株（51.0％）、久保孝ペイント株式会社に4,900株（49.0％）を割当てました。なお、本分割における株式割当比率については、承継対象資産の時価に基づき、両者において協議を重ねた結果決定されたものであります。

③大日本塗料株式会社及び久保孝ペイント株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(4) 本件共同新設分割後の合弁会社の概要

商号	ジャパンパウダー塗料製造株式会社
代表者	今市　伸浩
所在地	大阪市此花区西九条６－１－124
設立年月日	平成27年１月５日
事業の内容	国内における粉体塗料の製造
決算期	３月期
資本金	100百万円
株主構成	大日本塗料株式会社：51％、久保孝ペイント株式会社：49％

(5) 連結財務諸表に含まれる合弁会社の業績の期間

平成27年１月５日から平成27年３月31日まで

(6) 本件共同新設分割設立会社の取得原価及びその内訳

取得の対価　617百万円

なお、上記内訳には、当社から共同新設分割設立会社に承継した分割資産は含めておりません。

(7) 本件共同新設分割事業の効力発生日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産　　221百万円
固定資産　　395百万円
資産合計　　617百万円

なお、上記内訳には、当社から共同新設分割設立会社に承継した資産及び負債は含めておりません。

(8) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(9) 本件共同新設分割が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(10) 会計処理の概要及び本件共同新設分割の連結損益に与える影響額

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号（平成20年12月26日公表分　企業会計基準委員会））、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号（平成20年12月26日公表分　企業会計基準委員会））及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号（平成20年12月26日公表分　企業会計基準委員会））に基づき、会計処理を行いました。本件共同新設分割に伴う連結上の会計処理により、当連結会計年度において、連結損益計算書に与える影響はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**20,402**	**流動負債**	**31,526**
現金及び預金	311	支払手形	2,598
受取手形	2,860	買掛金	12,443
売掛金	6,560	短期借入金	5,200
商品及び製品	2,183	1年内返済予定の長期借入金	3,829
仕掛品	434	リース債務	105
原材料及び貯蔵品	703	未払金	828
前払費用	201	未払費用	615
繰延税金資産	489	未払法人税等	48
短期貸付金	2,255	前受金	15
未収入金	4,357	預り金	5,523
その他	78	役員賞与引当金	26
貸倒引当金	△36	製品補償引当金	74
固定資産	**35,765**	環境対策引当金	1
有形固定資産	**14,347**	その他	216
建物	2,719	**固定負債**	**4,958**
構築物	384	長期借入金	2,822
機械及び装置	1,442	リース債務	268
車両運搬具	0	繰延税金負債	141
工具、器具及び備品	596	再評価に係る繰延税金負債	1,373
土地	9,118	退職給付引当金	259
リース資産	84	環境対策引当金	44
無形固定資産	**377**	資産除去債務	6
借地権	64	その他	42
ソフトウエア	46	**負債合計**	**36,485**
リース資産	245	**純資産の部**	
その他	21	**株主資本**	**15,779**
投資その他の資産	**21,040**	資本金	8,827
投資有価証券	6,031	資本剰余金	2,443
関係会社株式	11,532	資本準備金	2,443
長期貸付金	2,344	利益剰余金	4,518
前払年金費用	767	利益準備金	780
その他	413	その他利益剰余金	3,737
貸倒引当金	△49	社会貢献活動積立金	136
資産合計	**56,167**	繰越利益剰余金	3,601
		自己株式	△9
		評価・換算差額等	**3,902**
		その他有価証券評価差額金	2,090
		土地再評価差額金	1,812
		純資産合計	**19,682**
		負債・純資産合計	**56,167**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		44,314
売上原価		34,245
売上総利益		**10,068**
販売費及び一般管理費		8,779
営業利益		**1,289**
営業外収益		
受取利息	80	
受取配当金	687	
不動産賃貸料	213	
業務受託料	302	
その他	244	1,529
営業外費用		
支払利息	241	
売上債権売却損	57	
製品補償引当金繰入額	49	
その他	75	423
経常利益		**2,395**
特別利益		
退職給付制度終了益	212	
その他	18	230
特別損失		
固定資産売却損	80	
固定資産処分損	82	
減損損失	24	187
税引前当期純利益		**2,438**
法人税、住民税及び事業税	79	
法人税等調整額	696	775
当期純利益		**1,662**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					社会貢献活動積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,827	2,443	2,443	780	139	2,499	3,419
会計方針の変更による累積的影響額						△192	△192
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,827	2,443	2,443	780	139	2,307	3,226
当期変動額							
社会貢献活動積立金の取崩					△2	2	－
剰余金の配当						△371	△371
当期純利益						1,662	1,662
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△2	1,294	1,291
当期末残高	8,827	2,443	2,443	780	136	3,601	4,518

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9	14,680	1,208	1,671	2,879	17,560
会計方針の変更による累積的影響額		△192				△192
会計方針の変更を反映した当期首残高	△9	14,488	1,208	1,671	2,879	17,367
当期変動額						
社会貢献活動積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△371				△371
当期純利益		1,662				1,662
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			881	141	1,023	1,023
当期変動額合計	△0	1,291	881	141	1,023	2,314
当期末残高	△9	15,779	2,090	1,812	3,902	19,682

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式　　：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ　　：時価法

(3) たな卸資産　　：主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

：定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　：15～50年

機械及び装置：８～９年

工具、器具及び備品：主に５年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア：社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

その他　　：定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

：リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 製品補償引当金

当社の製品において、今後発生が見込まれる補償費等について、合理的に見積もられる金額を製品補償引当金として計上しております。

(4) 環境対策引当金

主として今後発生が見込まれる環境汚染対策に伴い発生する費用支出に備えるため、対策費用の見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金又は前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（当初 4,572百万円、処理年数15年）は厚生年金基金の代行部分について、平成16年３月31日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けたことに伴い、代行部分に係る部分の一時償却額を控除した後の未処理額を当該認可時の残存処理年数11年により按分した額を費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理を行っております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（主に10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

４．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利長期借入金の金利

ヘッジ方針

変動金利長期借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計方針の変更〕

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）の退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率による方式（平均割引期間方式）へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が297百万円増加（前払年金費用の減少を含む）し、利益剰余金が192百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔追加情報〕

（退職給付制度の移行）

当社は平成26年４月１日付で確定給付企業年金制度の一部を確定拠出企業年金制度に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成14年１月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成14年３月29日、平成19年２月７日改正）を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

本制度移行に伴う影響額は、当事業年度の特別利益として212百万円を計上しております。

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.9%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19百万円減少し、法人税等調整額が121百万円、その他有価証券評価差額金が101百万円、それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は141百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
投資有価証券	1,777百万円
担保に係る債務	
長期借入金	534百万円

２．受取手形割引高　500百万円

３．有形固定資産の減価償却累計額　19,640百万円

４．保証債務

（単位：百万円）

被　保　証　者	保証金額	被保証債務の内容
DNT Paint(Malaysia)Sdn.Bhd.	171	銀行借入債務
Thai DNT Paint Mfg.Co.,Ltd.	111	銀行借入債務
DAI NIPPON TORYO MEXICANA, S.A. de C.V.	127	銀行借入債務
PT. DNT INDONESIA	317	銀行借入債務
三菱商事ケミカル株式会社	4,590	特約店からの売上債権回収に対する保証
サンデーペイント株式会社	255	仕入債務に対する保証
合　　計	5,573	

５．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,850百万円
長期金銭債権	2,340百万円
短期金銭債務	7,149百万円

６．土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日及び平成13年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法：「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号による地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

・再評価の実施日：平成13年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額：
△2,156百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	4,830百万円
原材料有償支給高	16,288百万円
仕入高	19,981百万円
その他の営業取引高	2,581百万円
営業取引以外の取引高	1,209百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	65,876株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
貸倒引当金	11百万円
たな卸資産評価損	10
未払賞与	146
社会保険料	22
製品補償引当金	27
繰越欠損金	268
その他	15
計	502
評価性引当額	△ 13
繰延税金資産（流動）の純額	489
繰延税金資産（固定）	
ゴルフ会員権評価損等	28
退職給付引当金	470
貸倒引当金	15
投資有価証券評価損	116
減損損失	35
繰越欠損金	320
環境対策引当金	25
資産除去債務	2
その他	30
計	1,044
評価性引当額	△ 195
繰延税金資産合計	848
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△ 989
資産除去債務に係る資産	△ 1
繰延税金負債合計	△ 990
繰延税金負債（固定）の純額	△ 141

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部の製造設備、各種電子計算機等についてはリース契約により使用しております。

1．リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：百万円）

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	148	103	44

2．未経過リース料期末残高相当額

1年内	15百万円
1年超	36百万円
合計	51百万円

3．支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	9百万円
減価償却費相当額	9百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ジャパンパウダー塗料製造株式会社	大阪市此花区	100	粉体塗料の製造	所有直接 51	塗料製品の購入及び塗料原料の有償支給 役員の兼任	塗料製品の購入(注２)	646	買掛金	698
	岡山化工株式会社	岡山県加賀郡	80	塗料の製造	所有直接 100	塗料製品の購入及び塗料原料の有償支給 役員の兼任	原料の有償支給(注３)	2,772	未収入金	688
	ＤＮＴサービス株式会社	東大阪市	90	塗料の製造	所有直接 100	塗料製品の購入及び塗料原料の有償支給 役員の兼任	塗料製品の購入(注２)	7,164	買掛金	621
							原料の有償支給(注３)	5,695	未収入金	939
	ＤＮライティング株式会社	神奈川県平塚市	527	照明器材の製造・販売	所有直接 100	役員の兼任	ＣＭＳ預り金(注４)	2,330	預り金	2,535
	シンロイヒ株式会社	神奈川県鎌倉市	490	蛍光塗料・顔料の製造・販売	所有直接 98.5	塗料製品の販売 役員の兼任	資金の貸付(ＣＭＳ貸付金含む)(注４)(注５)	73	短期貸付金(ＣＭＳ貸付金含む)	811
	ニットサービス株式会社	堺市美原区	490	倉庫業、貨物取扱業	所有直接 100	塗料製品の運送・保管 役員の兼任	資金の回収(注６)	80	長期貸付金	2,160

(注１) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２) 塗料製品の購入価額は、市場価額を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注３) 原料の有償支給額は、製造原価に運賃等の諸費用を勘案して決定しております。なお、原料の有償支給取引については、所定の加工後、支給品のすべてを買戻ししております。

(注４) ＣＭＳ（キャッシュマネジメントシステム）貸付金及び預り金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注５) シンロイヒ株式会社に対する資金貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注６) ニットサービス株式会社に対する資金貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１株当たり純資産額	132円55銭
１株当たり当期純利益	11円20銭

〔企業結合等に関する注記〕

連結注記表〔企業結合等に関する注記〕に記載しているため、注記を省略しております。

〔連結配当規制適用会社〕

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

大日本塗料株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千田　健悟　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山口　義敬　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大日本塗料株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日本塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月８日

大日本塗料株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千田　健悟　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山口　義敬　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大日本塗料株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会及び経営会議、管理本部会議、コンプライアンス委員会、リスク委員会等重要な会議に出席する他、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。内部監査については、事前に内部監査室より監査計画の説明を受け、実施した結果についての監査結果通知書を閲覧し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の詳細及び監査の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査に立ち会いました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について確認致しました。子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、監査の方針並びに監査の結果についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月11日

大日本塗料株式会社　監査役会

常勤監査役　木原　均　㊞

常勤監査役（社外監査役）　福岡　靖之　㊞

監　査　役（社外監査役）　藤井　浩之　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対して安定的な配当を行うことを経営上の重要課題の一つとして位置づけており、企業体質の強化、財務内容の健全性維持に努めつつ、業績に応じた配当を安定的に継続実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、50銭増配し１株当たり３円とさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類
　　金銭
２．株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株当たり金３円
　　総額　445,462,551円
３．剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月29日

第２号議案　取締役８名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役８名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
1	いわさ　としじろう 岩淺　壽二郎 （昭和22年９月27日）	昭和46年４月　当社入社 平成14年４月　当社経営企画室企画部長 平成16年６月　当社執行役員 管理本部経営企画室長 平成17年４月　当社管理本部副本部長 平成18年４月　当社生産部門副部門長 平成18年６月　当社取締役 平成19年４月　当社常務執行役員 平成22年４月　当社専務執行役員 営業担当 平成22年６月　当社代表取締役社長（現任）	148,000株
2	せこ　よしのり 瀬古　宜範 （昭和27年５月３日）	昭和50年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入社 平成14年４月　㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）新宿中央支社長 平成16年６月　当社入社　執行役員 管理本部副本部長 兼総務部長 平成17年４月　当社常務執行役員 管理本部長（現任） 平成17年６月　当社取締役（現任） 平成22年４月　当社専務執行役員（現任） 生産担当（現任） 平成22年６月　当社社長補佐（現任） ＜担当＞管理本部、内部監査室、生産部門	29,000株
3	みすみ　たかとし 三角　高敏 （昭和26年２月19日）	昭和49年４月　三菱商事㈱入社 平成17年４月　同社ワルシャワ支店長 平成20年４月　当社入社　執行役員 資材本部副本部長 平成21年４月　当社国際本部長（現任） 平成21年６月　当社取締役（現任） 平成21年10月　当社常務執行役員（現任） 平成22年４月　当社資材担当（現任） ＜担当＞国際本部、資材本部	21,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
4	さと　たか　ゆき 里　隆　幸 （昭和36年１月15日）	昭和59年４月　当社入社 平成21年４月　当社一般塗料部門 構造物塗料事業部副事業部長 平成22年４月　当社技術開発部門 開発部長 平成23年４月　当社執行役員（現任） 一般塗料部門副部門長 （技術統括）、 工業塗料部門副部門長 （技術統括） 平成24年４月　当社技術開発部門長 兼塗料事業部門副部門長 （技術統括） 平成24年６月　当社取締役（現任） 平成26年４月　当社塗料事業部門長（現任） 兼塗料販売事業部長(現任) ＜担当＞塗料事業部門 〔重要な兼職の状況〕 大日本塗料北海道㈱代表取締役社長	26,000株
5	むろ　うち　まさ　と 室　内　聖　人 （昭和36年２月19日）	昭和59年４月　当社入社 平成21年４月　当社スペシャリティ事業部門 スペシャリティ事業部長 平成22年10月　当社技術開発部門 技術企画室長 平成23年４月　当社スペシャリティ事業部門 新事業創出室長（現任） 平成24年４月　当社執行役員（現任） 技術開発部門副部門長 平成26年４月　当社技術開発部門長（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任） ＜担当＞技術開発部門、スペシャリティ事業部門	16,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
6	※ のだ ひでよし 野田秀吉 （昭和37年９月28日）	昭和60年４月　日本ペイント㈱入社 平成３年４月　新日鐵化学㈱（現新日鉄住金化学㈱）入社 平成19年４月　日塗化学㈱入社 平成22年４月　当社入社　生産部門 生産技術企画部副部長 平成22年10月　当社生産部門 生産技術企画部長 平成25年４月　当社執行役員（現任） 平成25年５月　当社塗料事業部門副部門長 兼塗料事業企画室長 平成27年４月　当社生産部門長（現任） 平成27年６月　当社生産部門 生産技術企画部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 日東三和塗料㈱代表取締役社長 岡山化工㈱代表取締役社長	40,000株
7	※ すがわ てつお 須川哲夫 （昭和37年７月２日）	昭和60年４月　当社入社 平成22年４月　当社スペシャリティ事業部門 スペシャリティ事業部長 （現任） 平成24年４月　当社執行役員（現任） スペシャリティ事業部門長 （現任）	26,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
8	※ いわた　てつお 岩田　哲夫 （昭和23年４月30日）	昭和47年４月　㈱三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入社 平成15年６月　㈱東京三菱銀行（現㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）常務取締役 平成17年５月　同社常務執行役員 平成18年１月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行常務執行役員 平成19年６月　東京急行電鉄㈱常勤監査役（現任） 平成20年６月　東急建設㈱監査役（現任） 世紀東急工業㈱監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 東京急行電鉄㈱常勤監査役 東急建設㈱監査役 世紀東急工業㈱監査役	0株

注１．※印は新任候補者であります。

注２．取締役候補者里　隆幸氏は大日本塗料北海道㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に塗料を供給しております。
また、取締役候補者野田秀吉氏は日東三和塗料㈱及び岡山化工㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は両社に塗料の生産委託をしております。

注３．その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

注４．社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 岩田哲夫氏は社外取締役の候補者であります。
なお、当社は岩田哲夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 社外取締役候補者とした理由
岩田哲夫氏につきましては、金融機関での長年の経験及び他社の監査役としての経験から豊富な知見を有しておられ、これを生かし当社経営全般に対して提言いただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、補欠監査役　真中　芳美氏の選任の効力が失効いたしますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴〔重要な兼職の状況〕	所有する当社株式の数
真中芳美 （昭和22年２月17日）	昭和44年３月　日本輸送機㈱（現ニチユ三菱フォークリフト㈱）入社 平成16年10月　同社総務部主査 平成17年５月　同社コンプライアンス推進室長 平成18年５月　同社内部監査室長（主管待遇） 平成18年６月　同社執行役員 平成19年６月　同社内部統制室長 平成20年６月　同社常勤監査役（現任） 平成21年４月　ニチユMHIフォークリフト㈱監査役 〔重要な兼職の状況〕 ニチユ三菱フォークリフト㈱常勤監査役	0株

注１．真中芳美氏は、社外監査役の補欠の候補者として選任するものであります。

注２．補欠の社外監査役候補者とした理由

真中芳美氏につきましては、ニチユ三菱フォークリフト㈱において常勤監査役を務め、また、長年の経験と総務、内部監査等に関する豊富な知見を有しておられ、専門的見地から監査役の役割を果たされることが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。

注３．補欠監査役候補者真中芳美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成19年６月28日開催の当社第124期定時株主総会において、年額204百万円以内としてご決議をいただいたものでありますが、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主の皆様と共有し、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることについてご承認をお願いいたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額60百万円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して下記のとおり公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）であり、第２号議案のご承認が得られますと、取締役は８名（うち社外取締役１名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載に

つき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数430個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容（ただし、新株予約権の総数は別途定める）の新株予約権を当社の取締役を兼務しない執行役員に対し割り当てる予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

大阪市此花区西九条六丁目１番124号
当本社４階会議室
TEL （06）6466-6661（代表）

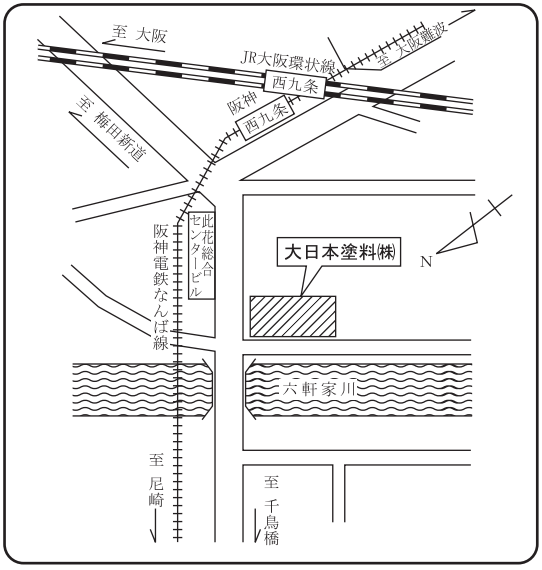

交通 ＪＲ大阪環状線西九条駅
阪神電鉄なんば線西九条駅
} より300ｍ（徒歩５分）